

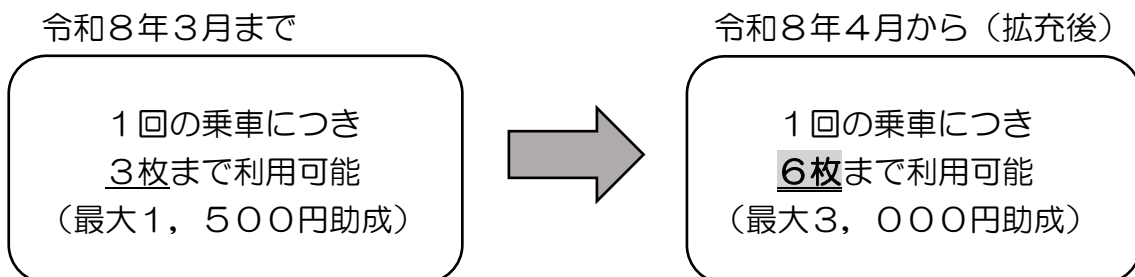
福祉タクシー券が利用しやすくなります

令和8年4月から福祉タクシー券の
1回の乗車で利用できる枚数を
6枚（最大3,000円助成）に拡充します。

本市では、重度心身障害者（児）の社会参加を促進するため、市が指定したタクシー会社を利用した際に利用料金の一部を助成する福祉タクシー券を交付しています。

重度心身障害者（児）の福祉タクシー券の利用については、1回に利用できる枚数を3枚まで（1枚500円）としていますが、市域の広さや病院の所在地等により自己負担額が高額になる場合があるなどの利用者の意見を踏まえ、1回に利用できる枚数を6枚（最大3,000円助成）に拡充します。

○令和8年4月からの変更点



○対象者

本市に住所を有する次の方

- 1 身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方
- 2 療育手帳④・Aの1・Aの2の交付を受けた方、または手帳の交付を受けないで重度の知的障がいと判定された方

○助成額

1枚500円の利用券を月3枚（年間最大36枚）、人工透析療法を受けている方は月12枚（年間最大144枚）を限度に交付します。

○アンケート結果

令和7年7月から8月に実施しましたアンケート結果をホームページに公開しています。

URL: <https://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/21/82122.html>

QRコード：



問合せ
君津市 福祉部 障がい福祉課
給付係
電話 0439-56-1148